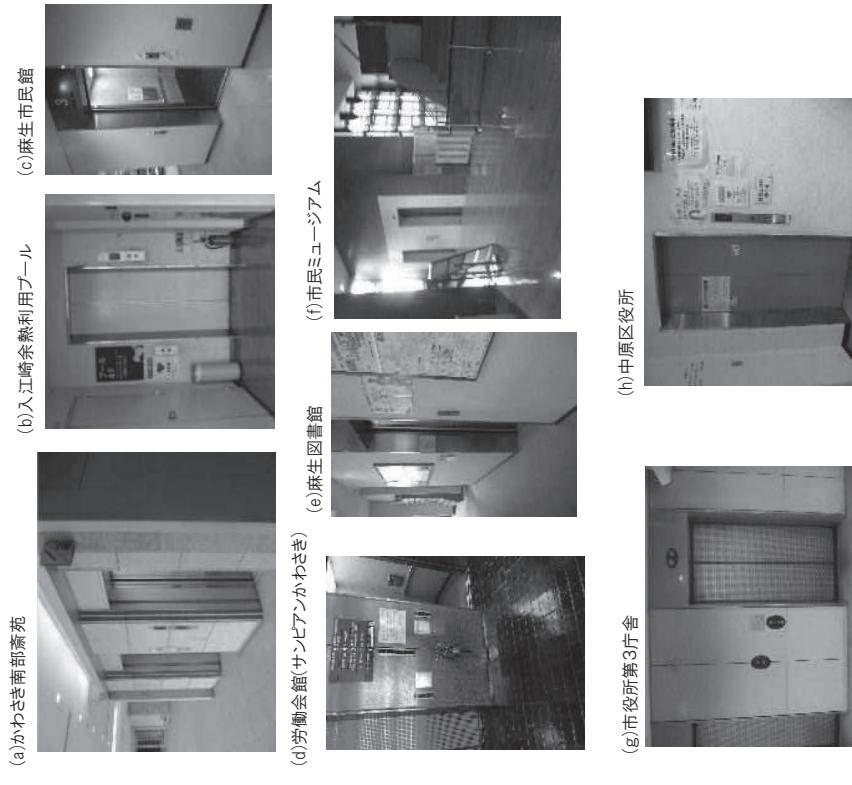


図 41 建物内の階段・傾斜路の下端、踊り場に点状ブロックがない



図 42 エレベーター前の操作盤前に点状ブロックがない



**e 誘導先が不適切**

調査の結果、過去に受付カウンターを移動させたものの、点字ブロックを移設しなかった等の理由で、受付と無関係の場所に誘導していた施設が5施設(図 43)、点字ブロックが受付の下敷きになっていた施設が3施設(図 44)確認された。また、点字ブロックにより、常時誘導されている扉に誘導していた施設が2施設(図 45)あった。

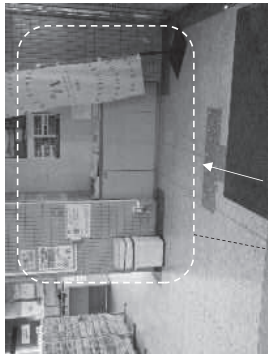
図 43 受付と無関係の場所に誘導していた

(a)高津区役所補出張所



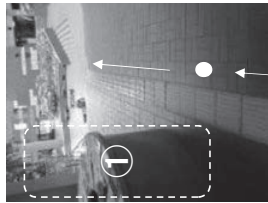
写真コーナー(過去に受付があったと考えられる場所)に誘導

(b)中原区役所



現在何もない場所(過去に受付があったと考えられる場所)に誘導

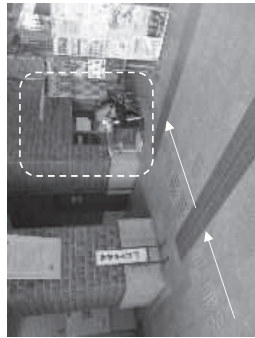
(c)市民プラザ



①チャラン置き場(過去に受付があったと考えられる場所)に誘導  
②何もない場所(広場)に誘導

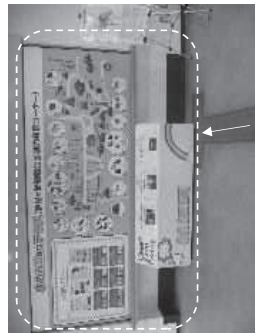


(d)多摩区役所



過去に守衛室があったと考えられる場所に誘導

(e)日吉同庁舎



動物園魅力発信コーナー(点字なし)に誘導

図 44 点字ブロックが受付カウンターの下敷きになっていた

(a)幸スポーツセンター



(b)宮前図書館



(c) 宮前市民館



図 45 常時施錠されている扉に誘導していた

(a)麻生区役所



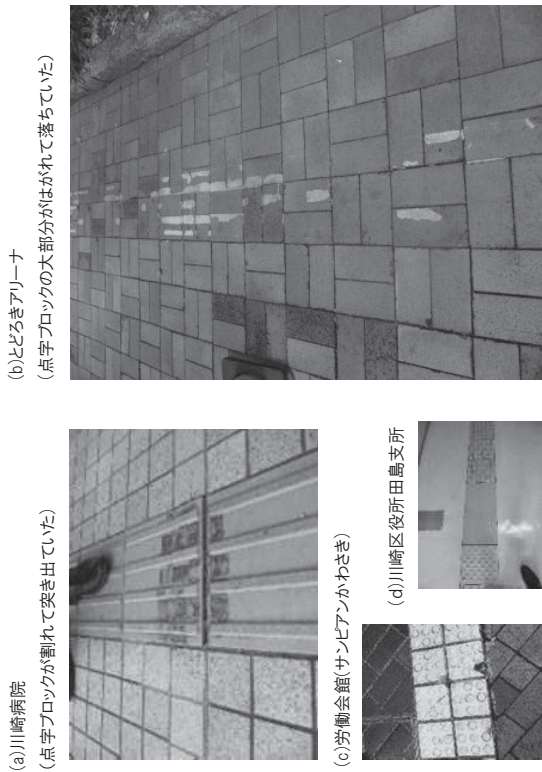
(b)労働会館(サンビアンがわさき)



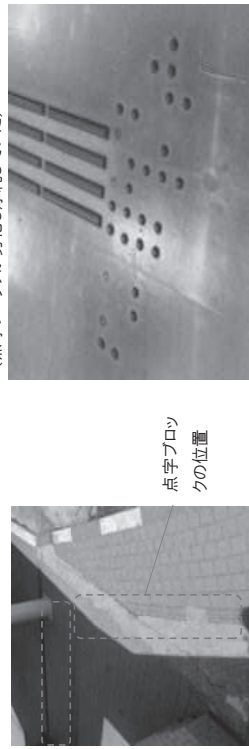
f 劣化、損壊

点字ブロックが割れて突き出ている施設、広範囲に敷設された点字ブロックの大部分がはがれていた施設など、劣化、損壊している点字ブロックが放置されている施設が6施設あった(図 46)。

図 48 点字ブロックの劣化、損傷が放置されていた



(e)王禅寺糸線利用市民施設(ヨネティエー王禅寺)  
(点字ブロックの上にセメントが塗られていた)

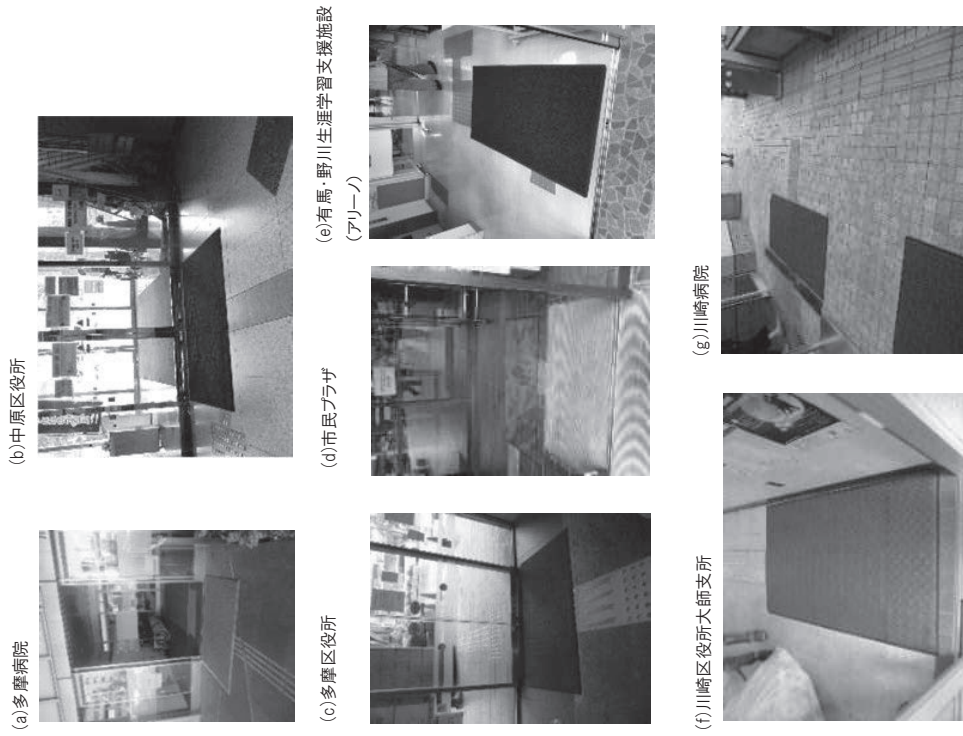


9 マットなどの障害物

(a) マット

点字ブロックの上にマットなどの物を置いていた施設が17施設あった(図47)。一方、点字ブロックを避けてマットを設置するなど、点字ブロックの上に重ねることなくマットを置いていた施設があった(図48)。

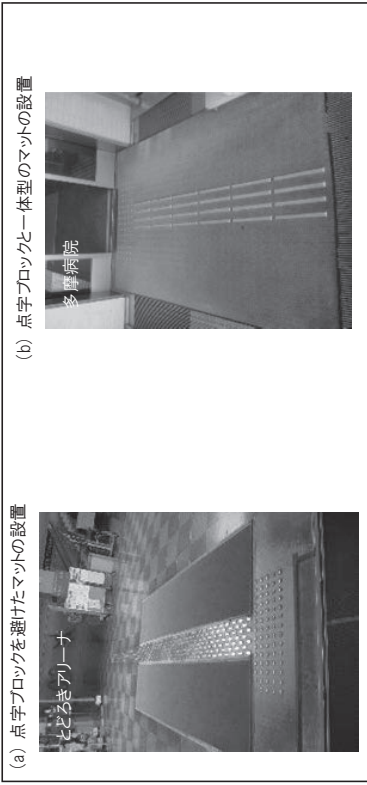
図 47 点字ブロックの上に障害物(マット)を置いていた



ほか同様の事例:宮前区役所、川崎区役所田島支所、宮前市民館、幸スポーツセンター、多摩スポーツセンター、麻生スポーツセンター、総合福祉センター(エポックなかほら)、労働会館(シンビンかわさき)、市民ミュージアム、港湾振興会館(川崎マリエン)



図 48 【参考事例】 点字ブロックと面立するマットの設置



(b) マット以外の障害物

点字ブロックの上や前に鉢植え等の障害物を置いていた施設が11施設あった(図49～図51)。

図 49 点字ブロックの上や前に障害物(マット以外)を置いていた



図 50 点字ブロックの上や前に障害物(マット以外)を置いていた②

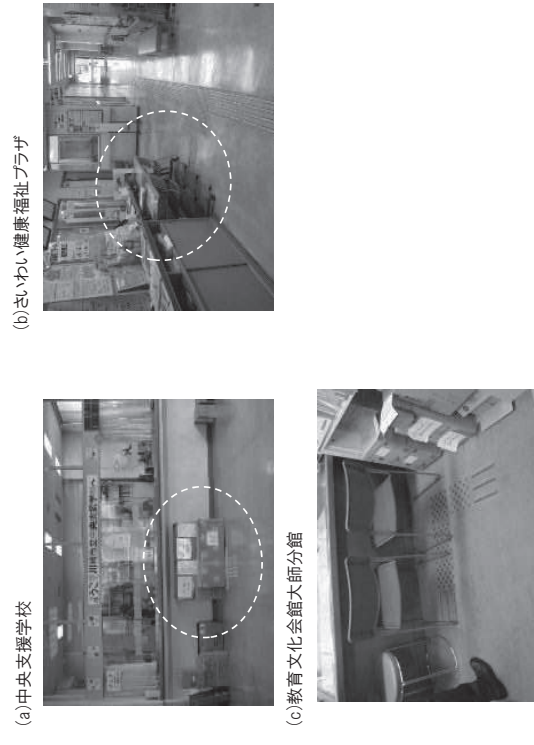
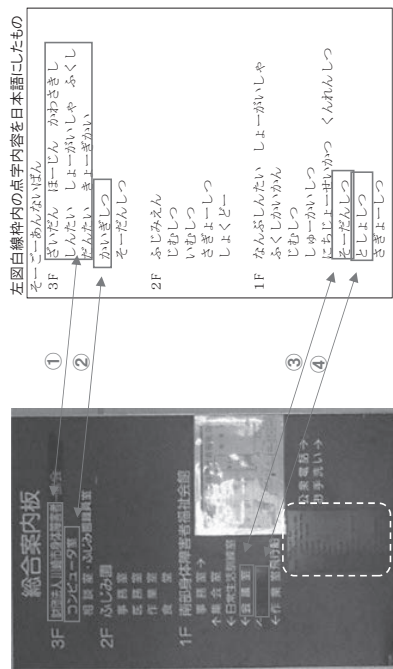


図 51 エレベーターの操作盤前に物を置いていた

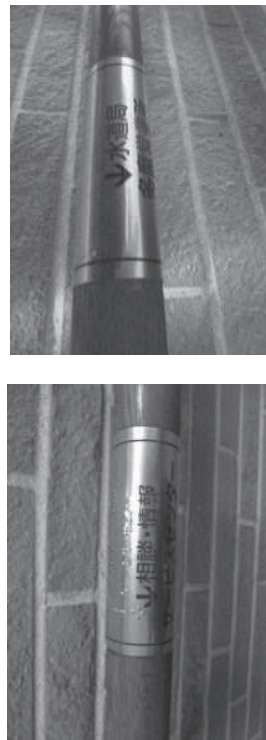


図 53 日本語と異なる点字表記を付していた(①~④で不一致)(南都身体障害者福祉会館)



①：団体が異なる。②：「コンピューター室」(日本語)が「かいぎしつ」(点字)になっている。  
 ③：「会議室」(日本語)が「そーだんしつ」(点字)になっている。④：「としよしつ」(点字)が残っている。

図 54 手すりに以前あった部署の名称を点字及び日本語で表示(多摩区役所)



(イ) インターホン

a インターホンの案内表示

エレベーターを設置していない複数階からなる施設においては、代替措置として建物入口にインターホンを設置し、インターホンの呼び出しに応じ職員が降りて車いす利用者等に対応することが考えられる。利用者に対しインターホンの存在及び用途を認識させるためには、参考事例(図 55)のように案内表示を行う必要がある。

調査の結果、車いす利用者等のためにインターホンを設置しているものの、案内表示を行っていない施設があった(図 56)。

エ 案内板、インターホン

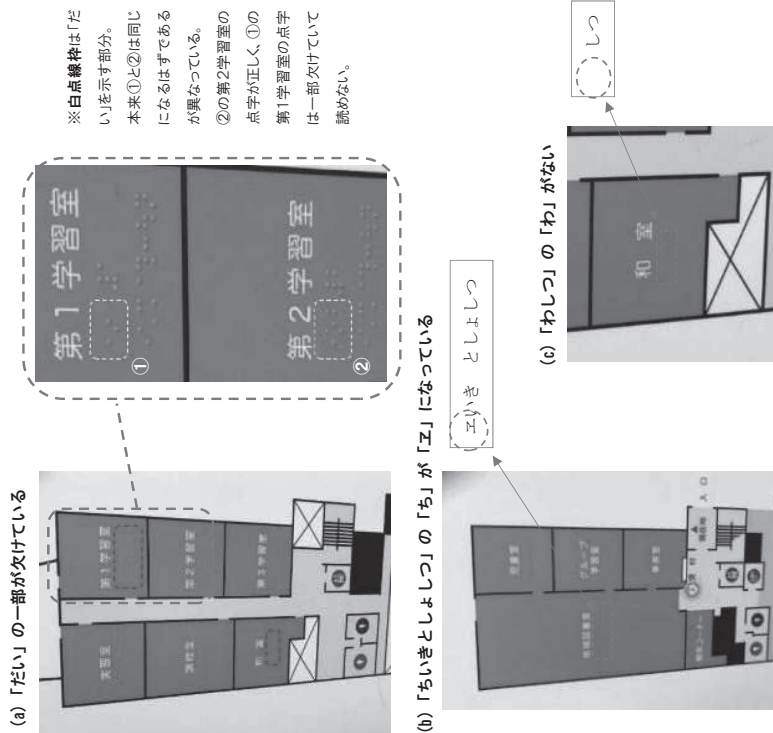
(ア) 点字による案内表示

バリアフリー化を施したエレベーター、トイレ、駐車場を有する施設は、それらを案内する案内表示を設置する必要がある。視覚障害者に対する案内設備は、点字等による表示を行うこととされている(政令20 I, II; 条例規則表第2の17(2))。また、市の基準では、階段等の手すりの始終端部に必要に応じて点字等による案内をするものとされている(条例規則表第2の20(2))。

調査の結果、案内板に点字を付しているものの、点字の表記が誤っていた施設(図 52)や、日本語の表記と異なる内容の点字を付していた施設があった(図 53)。

また、手すりに以前あった部署の名称が点字等で表示されていた事例があった(図 54)。

図 52 点字の表記が誤っていた(有馬 野川生涯学習支援施設(アリーナ))



※白点線枠は「だ」を示す部分。  
 本来①と②は同じになるはずであるが異なっている。  
 ②の第2学習室の点字が正しく、①の第1学習室の点字は一部欠けていて読めない。

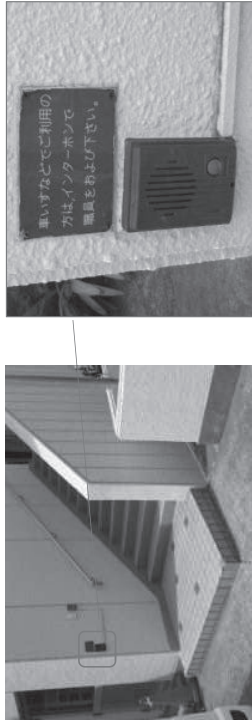
(a) 「だ」の一部が欠けている

(b) 「ちいきとしよしつ」の「ち」が「エ」になっている

(c) 「わしつ」の「わ」がない

図 57 車いす使用者等のためのインターホンの前に大きな段差があった

(a)新城中ども文化センター



(b)南部サービスセンター(水道)



オ ト イ レ

(ア) オストメイト用洗浄器具

利用者の利用に供するトイレを設ける場合、オストメイト用の洗浄器具を設けた多機能トイレを1以上設ける必要がある(政令141②; 条例規則別表第2の8(1)ス; 図58)。

調査の結果、オストメイト用の洗浄器具が1台も設置されていない施設が31施設あり、この中には、洗浄器具の設置が可能と思われる広さを有するトイレもあった(図59)。

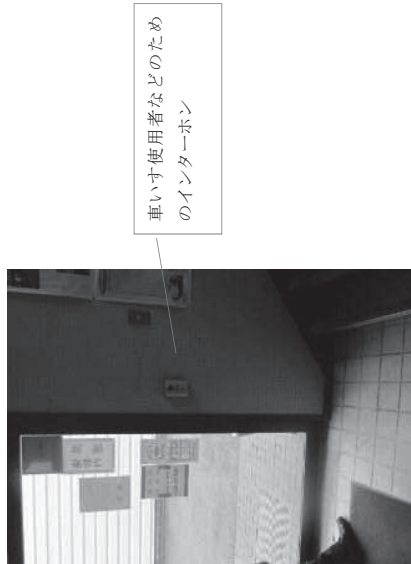
図 58 オストメイト用洗浄器具の例



図 55 【参考事例】 インターホンの案内表示の例(中部サービスセンター(水道))



図 56 案内標示のない車いす使用者等のためのインターホン(北部サービスセンター(水道))



b インターホンの前の段差

調査の結果、車いす使用者等のためにインターホンを設置しているものの、インターホンの前に大きな段差があり、車いす使用者がインターホンを使用することが困難な施設があった(図57)。

図 59 オストメイト用洗浄器具が設置されていない多機能トイレ(多摩区役所)



ほか同様の事例：川崎区役所、高津区役所、宮前区役所、麻生区役所、川崎区役所田島支所、川崎区役所大師支所、日吉合同庁舎、高津区役所橋出強所、宮前区役所向丘出張所、労働会館、高津市民館、麻生市民館、とどろきアリーナ、幸スポーツセンター、麻生スポーツセンター、入江崎余熱利用プール、堤根余熱利用市民施設(ヨネツェイター堤根)、王禅寺余熱利用市民施設(ヨネツェイター王禅寺)、市民ミュージアム、かわさきエコ暮らし未来館、大山街道ふるさと館、教育文化会館大師分館、南部身体障害者福祉会館、かわさき健康づくりセンター、総合福祉センター(エポックなかほら)、千代ヶ丘老人いこいの家、幸こども文化センター、宮前平こども文化センター、中部サービスセンター(水道)

一方、通常の洗浄器具の設置がスペース的に困難なトイレにおいて、簡易型洗浄器具を便器に取り付けた便座や、便座の前方が広く、懸掛けたままパウチの中身を捨てられる前広便座を設置している施設があった(図 60)。また、トイレ内にオストメイトに関して説明し理解を求める掲示をしている施設があった(図 61)。

図 60 【参考事例】簡易型洗浄器具・前広便座

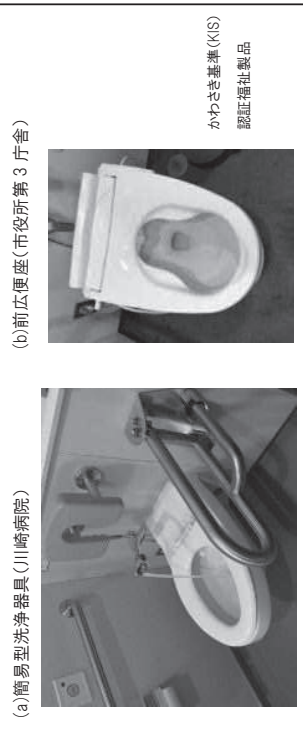


図 61 【参考事例】トイレ内に掲示されたオストメイトの説明(市役所第3庁舎)



(イ) 手すり

多機能トイレ以外に小便器を設ける場合は、1以上の小便器については、手すり付きの床置き式又は壁掛け式の小便器(受け口の高さが35cm以下のもの。)を設置する必要がある(条例規則別表第2の8(2)カ)。

調査の結果、手すり付きの小便器が1台も設置されていない施設があった(図 62)。

図 62 手すり付きの小便器が1台も設置されていない

(a)川崎区役所大師支所



(b)労働会館(サンビアンかわさき)



(c)川崎区役所田島支所





(ウ) 入口段差

条例では、多機能トイレ以外に利用者に供するトイレを設ける場合は、出入口には段を設けないこととされている(条例規則別表第2の8(2)イ)。

調査の結果、トイレの入口に2cmを超える段差がある施設が5施設あった(図63)。

図63 トイレの入口に段差がある

(a)千代ヶ丘老人いこいの家



(b)平こども文化センター



ほか同様の事例:高津老人いこいの家、平老人いこいの家、北部サーピスセンター(水道)

(エ) 多機能トイレの障害物

多機能トイレの手すりの使用を妨げる物が置かれている施設が3施設あり(図64)、トイレ内やトイレの前に物が置かれ速やかに使用することが困難となっていた施設が2施設あった(図65)。

図64 多機能トイレの手すりの使用を妨げる物が置かれている

(a)麻生区役所



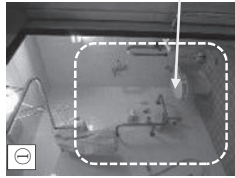
(b)大山街道ふるさと館



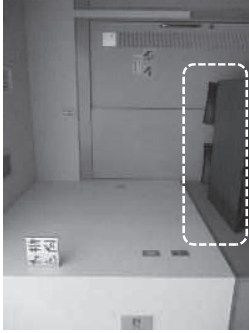
ほか同様の事例:高津区役所橋出張所

図65 多機能トイレ内や前に物が置かれている

(a)幸こども文化センター\*



(b)菅生こども文化センター



\*多機能トイレ内(写真①)に不用品や清掃用具(写真②)が置かれ、倉庫として使用されていた。

(オ) 表示

バリアフリー化の措置がとられた多機能トイレの付近には、多機能トイレがあることを表示する標識を見やすい位置に設ける必要がある(政令19,条例規則別表第2の8(1)サ,17(3))。

調査の結果、多機能トイレを設置しているものの、多機能トイレがあることを示す表示がない施設があった(図66)。

図66 多機能トイレがあることを示す表示がない(幸こども文化センター)



(カ) 多機能トイレの水栓

バリアフリー対応の多機能トイレにおいて、手洗い場の水栓については、レバー式や自動式など簡単に操作できるものとすることが望ましいとされる『条例整備マニュアル』p.57)。

調査の結果、多機能トイレにおいて、手洗い場の水栓がレバー式又は自動式等ではなかった施設があった(図67)。



5 ソフト面のバリアフリーについて

(1) 施設ホームページにおける情報提供

高齢者や障害者等が施設に行く際、事前にバリアフリー設備の有無や位置を確認できれば、円滑に施設を利用することができるため、可能な限り施設のホームページでバリアフリー設備の情報を案内することが望ましい。

現地調査を行った施設のホームページを確認したところ、多機能トイレの情報を案内していない施設が7施設、車いす使用者用駐車区画の情報を案内していない施設が8施設あった(表11)。

表11 施設ホームページでバリアフリー情報の案内が不十分である施設

多機能トイレの情報なし	車いす使用者用駐車区画の情報なし
かわさき市税務所	みぞのくち市税務所
かわさき南都斎苑	かわさき南都斎苑
かわさき健康づくりセンター	かわさき健康づくりセンター
高津区役所橋出張所	千代ヶ丘老人いこいの家
宮前市民館	百合ヶ丘老人いこいの家
宮前区役所向丘出張所	南部サービスマスター(水道)
麻生市民館	中部サービスマスター(水道)
	北部サービスマスター(水道)

(2) 窓口におけるバリアフリー対応

ア バリアフリーに関する基本的知識

障害者等の特性や対応の上での留意点などバリアフリー対応に関する知識を有していることが、障害者等に対する適切な対応につながる。例えば、聴覚障害者は、大きく、ろう者、中途失聴者、難聴者に分類されるが、ろう者は第一言語が手話であるため、日本語の理解が十分でない人もおり、筆談よりも手話によるコミュニケーションを希望する場合もあると考えられる。この場合、対応する窓口職員が聴覚障害者の特性の違いを理解しており、本市の手話通訳者派遣制度\*を知っていれば、本人の希望を聞いて同制度を案内するなどの対応が可能となる。

区役所及び市税務所の窓口職員949人を対象に、eラーニングシステムを用いてアンケートを行い、バリアフリーに関する基本的事項について、知っているか(説明できるか)を尋ねた。その結果、聴覚障害の分類について「説明できる」と回答した人は20%、本市手話通訳者派遣制度について「説明できる」と回答した職員は12%であった(図69(a),(b))。また、オストメイトについて「説明できる」と回答した職員は27%、点字プロットの種類を「説明できる」と回答した職員は29%であった(図69(c),(d))。

\* 手話通訳者が必要な個人や団体に、川崎市聴覚障害者情報文化センターが手話通訳者を派遣する制度。

事前予約が必要であるが、個人の場合、無料で利用できる。

図 67 多機能トイレの手洗い場の水栓がレバー式又は自動式ではない(川崎区役所大師支所)

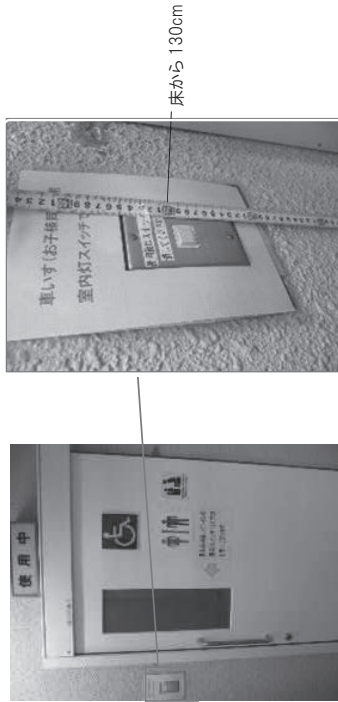


(キ) 多機能トイレの照明スイッチの位置

多機能トイレには、誰もが使いやすいような配慮が求められるため、照明スイッチについては、車いす使用者や子どもにとって、押しやすい高さ(90~100cm程度)にあることが望ましい。調査の結果、多機能トイレのスイッチが130cm前後の高さにある施設が3施設あった(図68)。

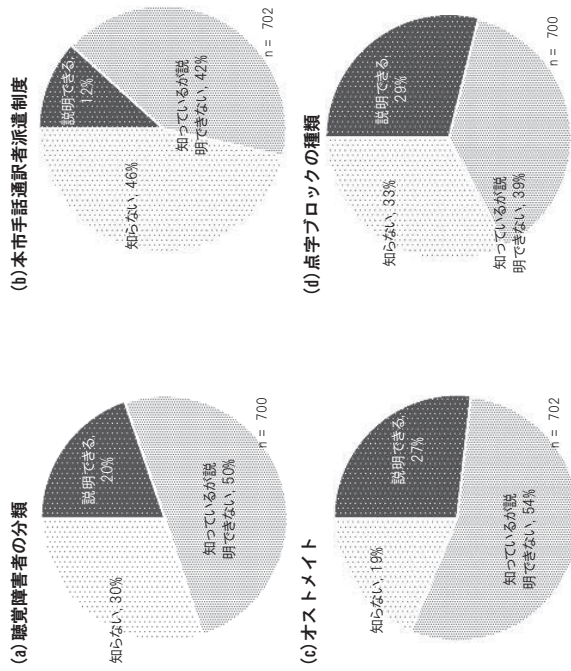
図 68 多機能トイレの照明スイッチが車いす使用者や子どもにとって高い位置にある

(宮前区役所向丘出張所)



ほか同様の事例：市民プラザ、中部サービスマスター(水道)

図 69 窓口職員のバリアフリーに関する基本的知識の状況\*



\* 表示単位未満四捨五入のため合計が100%にならないことがある。また一部未回答があるため、分母は一致しない。

イ バリアフリー対応に関する知識を向上させる取組 (ア) 研修

本市では、バリアフリー対応に関する知識を向上させる取組として、障害者への対応方法、配慮する点等に関する研修等が行われている(表 12)。しかしながら、窓口職員に対するアンケートでは、全体の88%(区役所職員:82%、市税事務所職員:98%)がそのような研修等を受講したことがないと回答していた(図 70)。

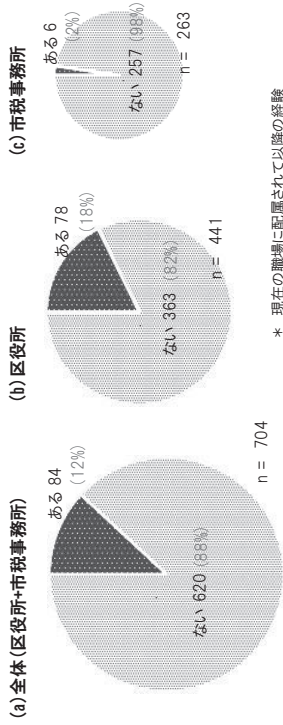
研修に参加した12%の職員について、研修内容について尋ねたところ、図 71のとおりであった。

表 12 障害者への対応方法等に関する研修の例

研修名	参加人数[H30年度]	
	区役所等職員*	その他
ユニバーサルマナー研修	71	5
聴覚障害者対応研修	13	22

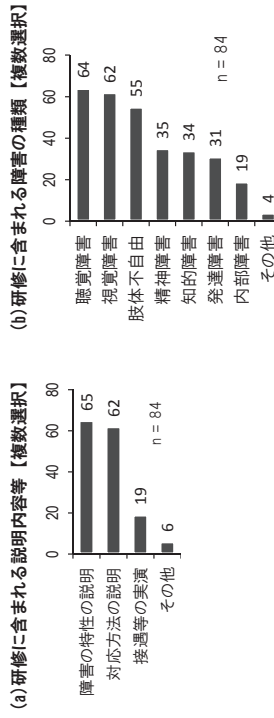
\* 区役所(支所含む)及び市税事務所の職員

図 70 バリアフリー対応に関する研修の受講経験\*の有無



\* 現在の職場に配属されて以降の経験

図 71 窓口職員が受講した障害者対応に関する研修の内容



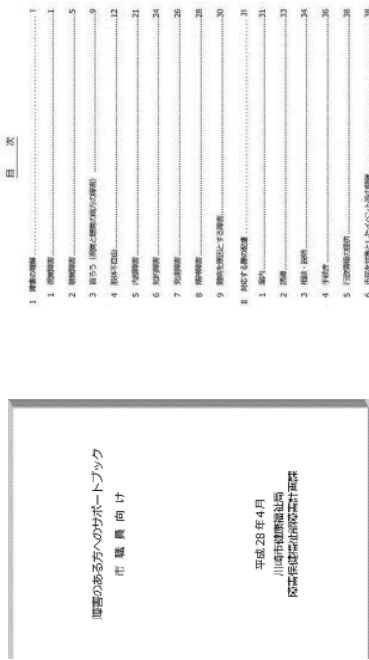
(イ) サポートブック

健康福祉局は、障害者差別解消法の施行に合わせて、『障害のある方へのサポートブック』(以下「サポートブック」という。)を作成している。サポートブックは、本市職員に対して、障害特性等の理解を促すとともに、合理的配慮が必要な場合等に、その対応方法などについて判断する際の目安となるものを示すものである(図 72)。

窓口職員に対するアンケートでは、全体の62%がサポートブックの存在自体「全く知らない」と回答した(図 73(a))。また、サポートブックについて回答した職員は3%であった(図 73(b))。一方、87%の職員が「時間をあれば読みたい」と回答した(図 74)。

\* 実際のアンケートの質問は「巻末2 窓口職員アンケートの質問一覧」参照。

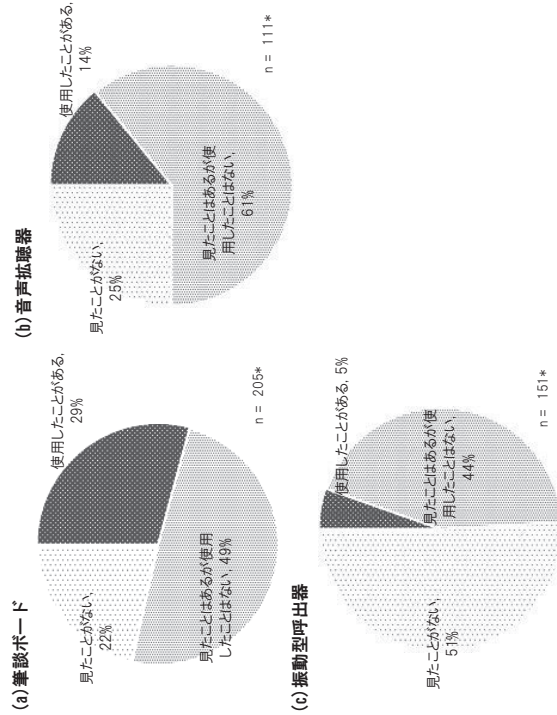
図 72 『障書のある方へのサポートブック』



(3) コミュニケーションツールの使用状況

各区役所の窓口部署において、障害者等との意思疎通を補助するため、筆談ボードや振動型呼出器といった様々なコミュニケーションツールを導入している。窓口職員へのアンケートにおいて、筆談ボード、音声拡聴器、振動型呼出器の使用状況を聞いたところ、それぞれのツールを導入している職場で、当該ツールを「使用したことがある」と答えた職員の場合は、筆談ボードで29%、音声拡聴器で14%、振動型呼出器で5%であった(図75)。一方、当該ツールを「見たことがない」と回答した職員の場合は、筆談ボードで22%、音声拡聴器で25%、振動型呼出器で51%であった。

図 75 コミュニケーションツールを使用したことがあるか



\* それぞれの分母は、各コミュニケーションツールを導入している部署にいる職員の回答の合計数

また、受付カウンターにおいて、来庁者に対し音声拡聴器が備えてあることを周知していた施設があった(図76)。

図 73 【窓口職員アンケート結果】『障書のある方へのサポートブック』をどの程度知っているか

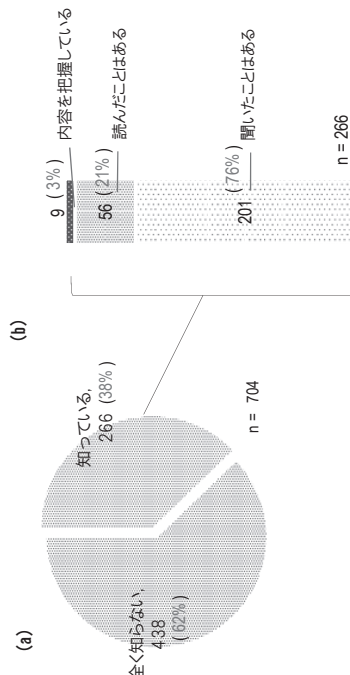
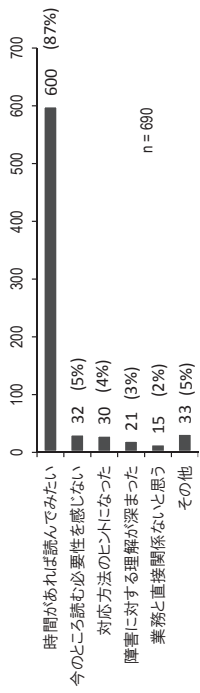


図 74 窓口職員の『障書のある方へのサポートブック』に関する感想、意見等【複数選択】





第 4 監 査 の 結 果

1 本市施設のバリアフリー化の推進及びバリアフリー基準について

(1) 本市施設のバリアフリー化の推進

バリアフリー法及び条例の下では、新築等建築物については、バリアフリー基準への適合義務が課される一方、既存建築物については、バリアフリー基準への適合は努力義務にとどまる。しかしながら、本市においては、バリアフリー法よりも高い水準に設定した基準の遵守を求める条例を制定し、福祉のまちづくりの総合的推進を図っている中、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、かわさきパラマウントを掲げ、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していることを踏まえ、庁舎や公の施設は民間建築物のバリアフリー化の模範となるべき施設と見え、既存建築物といえども可能な限りバリアフリー化を図ることが望ましいと考えられる。

既存建築物のバリアフリーにおいて、断下の幅といった建物の構造面に關わり、建物全体を建て替えない限り対応が困難なものもあるが、点字ブロックや手すりの設置など、建物の構造に關わらない、補修工事等により比較的容易に改善できるものもある。

本監査では、75施設を現地調査し、建物の構造に關わらない部分についてバリアフリー基準に適合しているかどうかを確認した。調査した施設のうち55施設が既存建築物であり、その9割以上の建物において基準への不適合が確認された。また、これら既存建築物では同種の施設においても、同一の項目について適合している施設もあれば、適合していない施設があるなどばらつきが生じていた。

本市の既存建築物のバリアフリー化は、各施設の管理者において実施するものであるが、施設の管理者のみに判断を委ねていることが、既存建築物における基準への不適合や同種の施設における適合状況の違いの一因と考ええる。

本市の各施設は、民間建築物のバリアフリー化の先導的な役割を果たすことが期待されていることから、全庁的なバリアフリー化推進の方針を策定するなど、計画的かつ効率的に既存建築物のバリアフリー化を推進する取組を実施されたい。

(2) 本市に適用されるバリアフリー基準

ア 国の基準と市の基準の整合

本市に所在する建築物に適用されるバリアフリー基準には、前述のとおり国の基準（円滑化基準）と市の基準（整備基準）の2つがある。

条例はバリアフリー法に先立って施行されたため、バリアフリー法施行に伴い、平成20年4月に国の基準との整合を図り、市の基準を国の基準と同等以上の基準にすることを目的に、条例規則の改正が行われた。しかしながら、改正後においても、市の基準は、国の基準と適用対象が一部異なることから、国の基準を完全に網羅していない（図 4[p.6]、表 8～表 10[p.11]）。そのため、建物内のどこにどのような基準が適用されるか、市の基準、国の基準それぞれを読み解かなければ理解することができなくなっている。

本来であれば、市の基準のみを遵守すれば国の基準も遵守できるよう、市の基準の内容が国の基準を完全に網羅している状態にすることが望ましい。少なくとも、多くの人に基準を遵守してもらうためには、市の基準と国の基準の対照をわかりやすく示すことが必要と考ええる。市

図 76 受付カウンターにおける音声拡聴器の周知（麻生区役所）



の基準自体の見直しや条例整備マニュアルに国の基準を掲載するなど、市内の建築物に適用されるバリアフリー基準をわかりやすく改訂策を検討された。

**イ 市の基準のホームページにおけるわかりやすい情報提供**

市の基準について、本市ホームページにおいて情報提供を行っている。しかしながら条例整備マニュアルが「福祉のまちづくり条例 事前協議」というタイトルのページのべーじにあり、条例の概要といった基本的な情報が深い階層にあるなど、わかりやすさの面からホームページの構成に課題があった(図 7[p.12])。

市民や事業者が、求める情報まで円滑にたどり着けるよう、市の基準に関するホームページを改善された。

**ウ 本市職員のバリアフリー基準等の認識**

条例施行後に建てられた本市の建築物については、増改築や大規模修繕などの工事を行う場合、条例第11条の市の基準(整備基準)の遵守が適用され、そのうち指定施設に該当する施設は、条例第15条による事前協議に代わり、条例第22条の通知(以下「通知」という。)が必要となる。通知を行う場合、工事着工前に本市のバリアフリーの制度所管により専門的なチェックがなされ、基準に適合しない部分があれば改善するよう指導がなされる。しかしながら、増改築や大規模修繕以外の工事の場合には、通知の対象とならず、本市のバリアフリーの制度所管によるチェックがなされず、基準に適合しない工事が行われるおそれがある。

調査の結果、法令施行後に行われた通知の対象とならない工事において、間違った種類の点字ブロックを敷設していた事例があった。また、施設のレイアウトを変更した際に点字ブロックの移設が行われなかったなど、主たる工事に付随する工事として、バリアフリー改修が必要になり得るという認識が欠けていた事例があった。

これらの事例は、バリアフリー法令を専門としない職員において、バリアフリー基準に関する知識・意識が十分ではなかったことに一因があると考えられる。実際、バリアフリー法令を専門としない窓口職員に対するアンケートでは、7割以上の職員が点字ブロックの種類の違いという基本事項について、知らない、又は説明できないと回答している(図 69(d) [p.53])。

バリアフリーの制度所管のチェックを受けない改修工事においても、バリアフリー基準に適合した工事になるよう、本監査結果などを参考に間違いないポイント、注意点をまとめたマニュアルの作成や工事担当者向けの研修など、職員のバリアフリー基準の理解の醸成に向けた取組が行われた。

また、本監査の調査では、点字ブロックの上にマット等の物を置いていた事例や車いす使用者の支障となるような障害物を置いていた事例など、バリアフリー設備等に対する職員の意識が不足している事例が多数確認された。高齢者や障害者等がいつでも円滑に施設を使用できる状態に保つよう、広く職員に対し周知徹底されたい。

**2 ハード面のバリアフリーについて**

現地調査では、法令等によりバリアフリー基準に適合させる義務のある新築等建築物が基準に適合していない事例、基準に適合させる努力義務がある既存建築物が基準に適合していない事例、点字ブロックの上に物を置くなどの運用等に課題がある事例が確認された。

**(1) 新築等建築物が基準に適合していない事例**

**ア 敷地内通路の階段の手すり**

条例では、指定の敷地内通路\*1の階段には、手すりを設置しなければならない(条例規則別表第2の1(4),6(3))とされている。一方、国の基準では、指定の敷地内通路であるかどうかに関わらず、敷地内通路の階段\*2において、手すりを設置しなければならないとされている(政令 16②イ)。

調査の結果、法令施行後に新築された養生こども文化センターでは、指定の敷地内通路ではない敷地内通路上の階段に手すりが設置されていなかった(図 8[p.13])。

この状態は、条例には違反していないが、バリアフリー法に違反することから、基準に適合するよう早急に手すりを設置された。

\*1 条例規則別表第2の1に定める1以上の敷地内通路

\*2 不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの

**(2) 既存建築物が基準に適合していない事例及び運用等に課題がある事例**

既存建築物は、バリアフリー基準に適合させる義務はないものの、バリアフリー基準に適合させる努力義務が課されている(バリアフリー法 14V; 条例 12)。また、敷設した点字ブロックの上に物を置かないなど、バリアフリー設備がいつでも使用できるよう維持する必要がある。

**ア 車いす使用者の動線**

**(ア) 車いす使用者用駐車区画から施設入口まで**

調査の結果、車いす使用者が車いす使用者用駐車区画から施設入口まで移動する際に、駐車場のゲートバーを渡る必要がある施設や車いすの前輪が落ち込むおそれのある目の粗いグレーチング(排水溝の溝ぶた)の上を通行する必要がある施設があった(図 10[p.14]、図 11[p.15])。また、車いす使用者用駐車区画に通行の妨げとなる物を置いていた施設があった(図 12[p.15]、図 13[p.16])。

これらの施設は、車いす使用者が安全かつ円滑に通行する上で支障が生じていることから、降車場所から施設入口までの動線について、改善に努められたい。

**(イ) 施設入口周辺の設置**

直接地上又は駐車場へ通ずる施設入口のうち、それぞれ1以上の入口は、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこととされている(条例規則別表第2の2(2))。また、敷地内通路において2cmを超え高低差がある場合には、傾斜路等により解消することとされている(条例規則別表第2の1(3),5(1))。

調査の結果、施設入口周辺において、車いす使用者の通行の妨げになるような段差が生じていた施設が2施設あった(図 14[p.17])。

**(エ) エレベーターの押ボタンの点字表示**  
 バリアフリー対応のエレベーターには、かご内及び乗降ロビーの押ボタン等に点字による操作及び階数を表示する必要がある(政令18第11条第5項)；条例規則別表第2の7(1)ケ)。  
 調査の結果、エレベーターのかご内において、押ボタンの下に付された階数を表示する点字がはがれていた事例、乗降ロビーの押ボタンに付された点字が掲示物により隠れていた事例があった(図26[p.23])。

点字表示が欠けたり隠れたりすると、点字表示を頼りにする視覚障害者がエレベーターを操作することが困難となることから、押ボタンの点字表示が機能するよう改善されたい。

**(オ) エスカレーターのかし板の色**  
 エスカレーターを設ける場合、かし板をステップ部と区別しやすき色とする必要がある(条例規則別表第2の20(4))。  
 調査の結果、エスカレーターのかし板がステップ部と区別しやすき色になっていない施設が4施設あった(図28[p.24])。  
 エスカレーターのステップ部がどこから始まるかわかりやすくし安全に使用できるように、かし板にステップ部と異なる色を塗るなどの改善に努められたい。

**ウ 点字ブロック**  
**(ア) 点字ブロックが全く敷設されていない**  
 道等から館内の受付又は案内板までの特定の敷地内通路・廊下等には、点字ブロックを適切な場所に敷設する必要がある(政令21第11条)；条例規則別表第2の20(1)イ)。また、建物内では、階段・傾斜路の上端、下端、踊場とエレベーターロビーの操作盤前に、点字ブロックを敷設する必要がある(政令11第2、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100)；条例規則別表第2の20(1)イ)。  
 調査の結果、点字ブロックが全く敷設されていない施設が13施設あった(図29[p.24])。点字ブロックは、視覚障害者が安全かつ円滑に移動するために役立つ設備であることから、施設目的、利用者の数や性質、建物の構造や今後の改修予定等を踏まえ、点字ブロックの敷設を検討されたい。

**(イ) 点字ブロックの不適切な敷設等**  
 点字ブロックを敷設している施設は、視覚障害者の円滑な利用を考慮して敷設したと考えられることから、基準に適合するよう敷設したり、点字ブロックの上に障害物を置かないなど、点字ブロックの機能が発揮できる状態を維持する必要がある。

**a 種類・向き等**  
 点字ブロックには、進行方向を示す線状ブロックと危険箇所や誘導対象物等の位置を示す点字ブロックがあり、両者を適切に組み合わせることで適切な場所に敷設する必要がある(政令11第2、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100)；条例規則別表第2の20(1)イ)。  
 調査の結果、本来、線状ブロックにより方向を示すべきとされる位置に点字ブロックを敷設していた施設が5施設あった(図31[p.26])。一方、本来点字ブロックにより扉の存在を警告すべき位置に線状ブロックを敷設していた施設が4施設あった(図32[p.27])。また、敷設するブロックの種類は適切であったものの、敷設する位置や向きが不適切であった施設が2施設あった(図33[p.27])。

**(ウ) 窓口・廊下等**  
 車いす使用者の通行の妨げとならないよう施設入口周辺の段差の解消に努められたい。  
 受付窓口等にカウンターを設ける場合は、1以上のカウンターは、車いす使用者が円滑に利用できるように、下部に車いす使用者のひざが入るけこみを設けたローカウンターを設けるとされたい(条例規則別表第2の15)。  
 調査の結果、ローカウンターの下部にけこみが設けられていたが、けこみに物を置いていた事例があった(図15[p.17])。また、窓口前の通路に立て看板がはみ出て、通行の妨げになっていた事例があった(図16[p.17])。

建物内で車いす使用者が円滑に移動したり、設備を使用したりできるような物の配置を改善し、その状態を維持されたい。

**イ 傾斜路・階段・エレベーター等**  
**(ア) 手すり**  
 敷地内通路上及び建物内の傾斜路と階段には、手すりを設置する必要がある(政令12第1、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100)；条例規則別表第2の4(4)イ)。  
 調査の結果、傾斜路、階段又は廊下等に手すりがなかった施設が12施設(図17[p.18]～図20[p.19])、手すりを設置しているものの、途中で消滅している階段又は傾斜路がある施設が2施設あった(図21[p.20])。また、階段の手すりの設置位置が利用者の利便に合っていないと考えられる施設が2施設あった(図22[p.20])。  
 利用者が階段や傾斜路等を円滑に使用できるように、手すりに課題のある施設は、手すりの設置及び改善に努められたい。

**(イ) 階段の踏面の端部(段鼻)の色**  
 敷地内通路上及び建物内の階段は、踏面の端部(段鼻)とその周囲の部分との色の明度等の差の大きいものとする(政令12第3、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100)；条例規則別表第2の1(4)、6(5)イ)。  
 調査の結果、踏面の端部(段鼻)とその周囲の色が同一である階段のある施設が6施設あった(図24[p.21])。

踏面の端部(段鼻)がその周囲と同色であることにより、その階段を使用する人が段を踏み外すおそれがあることから、段があることが容易に識別できるようにするよう努められたい。

**(ウ) 傾斜路の下端の段差**  
 指定の敷地内通路において、2cmを超える高低差が生じた場合、傾斜路等により高低差を解消する必要がある(条例規則別表第2の1(3)、5(1)イ)。  
 調査の結果、傾斜路など車いす使用者の通行を想定した措置が取られた場所には、2cmを超える段差が生じていないことが求められる。  
 調査の結果、敷地内通路の下端に2cmを超える段差が生じていた施設が2施設あった(図25[p.22])。  
 傾斜路は車いす使用者等が主として使用する設備であり、2cmを超える段差は車いす使用者にとつては通行の支障となることから、傾斜路の下端の段差を解消するよう努められたい。



また、階段・傾斜路の上端の点状ブロックは、段差等の存在を警告し、転落防止を図る役割もあることから、上端の点状ブロックが敷設されていない施設は、早急に敷設された

**e 誘導先が不適切**

調査の結果、過去に受付カウンターを移動させたものの、点字ブロックを移設しなかった等の理由で、点字ブロックで受付と無関係の場所に誘導していた施設が5施設(図43[p.37])、点字ブロックが受付カウンターの下敷きになっていた施設が3施設確認された(図44[p.38])。また、点字ブロックで常時回転されている扉に誘導していた施設が2施設あった(図45[p.38])。

点字ブロックが受付等と無関係な場所や回転された扉に誘導するよう敷設されていることと、視覚障害者が立ち往生することも考えられる。また、点字ブロックが受付カウンターの下敷きになっていると、視覚障害者がそのまま直進して受付等に衝突するおそれがある。点字ブロックの誘導先が不適切である施設は、点字ブロックを適切な場所に敷設し直すなど改善に努められたい。

**f 劣化・損傷**

条例は、一度市の基準に適合させたバリアフリー設備について、適合させた部分の機能の維持及び保全に努めなければならないとしている(条例13)。

調査の結果、点字ブロックが割れて重なり盛りがついていた施設、広範囲に敷設された点字ブロックの大部分がはがれていた施設など、劣化、損壊している点字ブロックが放置されている施設が6施設あった(図46[p.39])。

劣化、損壊している点字ブロックのある施設は、点字ブロックの補修に努められたい。また、割れて盛りがついている点字ブロックについては、視覚障害者だけでなく、一般の利用者にとっても転倒などの危険が生じることから、早急に改善されたい。

**g マットなどの障害物**

調査の結果、点字ブロックの上や前にマットを置いていた施設が17施設(図47[p.40])、マット以外の障害物を置いていた施設があった(図49[p.41]～図51[p.42])。

マットについては、雨天時等に置く必要性も理解できるが、進行方向を変えない風除室への設置や、参考事例のような点字ブロックを避けた設置など、点字ブロックの上に重ねずに置くことが可能である。

点字ブロックの上に障害物を置くことは、点字ブロックの機能を阻害することから、障害物を早急に撤去し、その状態を維持されたい。

**エ 案内板、インクスターホン (ア) 点字による案内表示**

バリアフリー化を施したエレベーター、トイレ、駐車場を有する施設は、それらの配置を案内する案内板等の設備を設置する必要があるが、視覚障害者に対する案内設備は、点字等による表示を行うこととされている(政令20Ⅰ,Ⅱ; 条例規則別表第2の17(2))。また、市の基準では、階段等の手すりの始終端部に必要に応じて点字等による案内をするものとされている(条例規則別表第2の20(2))。

種類や位置等が誤って敷設された点字ブロックは、視覚障害者に混乱を与えることから、改善に努められたい。特に、点状ブロックを敷設すべき位置に線状ブロックを敷設していた施設については、視覚障害者が誤等に衝突する危険があることから、早急に敷設し直されたい。

**b 色**

点字ブロックは、全盲ではない視覚障害者にとっては、突起だけでなく、色の面でも手がかりになる。国の基準や市の基準では、点字ブロックは周囲の床面との明度等の差が大きいくことで識別できるものとされている(政令21Ⅱ①; 条例規則別表第2の20(1))。調査の結果、点字ブロックの色が床面と同一であった施設が11施設あった(図34[p.28])。床面と同色である点字ブロックは機能を十分に発揮することができないことから、床面と容易に識別できる色にするように努められたい。

**c 規格**

点字ブロックは、平成13年にJIS規格(日本工業規格)が定められ、市の基準では、点字ブロックの構造は、JIS規格の構造とされている『条例整備マニュアル』p.88)。調査の結果、JIS規格に合致していない点字ブロックを敷設している施設があった(図35[p.29])。

視覚障害者にとって、点字ブロックの形状や寸法が異なるとわかりにくいことから、JIS規格に合致した点字ブロックに敷設し直すことを検討されたい。

**d 途絶・部分的な敷設**

(a) 館内の受付等までの敷地内通路・廊下等 道等から館内の受付又は案内板までの特定の敷地内通路・廊下等において、点字ブロックを適切な場所に敷設する必要がある(政令21Ⅱ①; 条例規則別表第2の20(1))。調査の結果、点字ブロックの敷設が受付等に至る前に途絶している施設が14施設あった(図36[p.30]～図38[p.32])。

点字ブロックが館内の受付等まで連続しなければ、視覚障害者を受付等、職員がいる場所まで誘導できないことから、点字ブロックが途絶している施設は、受付等までの敷設に努められたい。

(b) 建物内等

建物内や敷地内通路では、視覚障害者に階段等の位置を知らせ、安全かつ円滑に利用できるようにするため、階段・傾斜路の上端、下端、踊場とエレベーターロービエの操作盤前に、点状ブロックを敷設する必要がある(政令11②,12⑤,13④,21Ⅱ②ロ; 条例規則別表第2の20(1)エ、オ、カ)。

調査の結果、敷地内通路の階段・傾斜路の上端に点状ブロックのない施設が3施設(図39[p.33])、建物内の階段・傾斜路の上端に点状ブロックのない施設が7施設あった(図40[p.34])。また、階段・傾斜路の下端及び踊場に点状ブロックがない施設が9施設(図41[p.35])、エレベーターロービエの操作盤前に点状ブロックがない施設が8施設あった(図42[p.36])。

階段・傾斜路の下端及び踊場に点状ブロックがない施設、エレベーターロービエの操作盤前に点状ブロックがない施設は、点状ブロックの敷設に努められたい。

調査の結果、案内板に点字を付しているもの、点字の表記が誤っていた施設(図 52[p. 43])や、日本語の表記と異なる内容の点字を付している施設があった(図 53[p. 44])。また、手すりに以前あった部首の名称を点字等で表示していた事例が確認された(図 54[p. 44])。点字による案内は、点字が読める視覚障害者にとって施設内のどこに何があるか把握する重要な手がかりとなることから、適切な内容を示すよう改善に努められた。

**(イ) インターホン**

建物の2階以上に施設の入口があるものの、エレベーターを設置していない施設においては、代替措置として1階にインターホンを設置し、インターホンにより職員が降りて車いす使用者等に対応することが考えられる。

**a インターホンの案内表示**

調査の結果、車いす使用者等のためにインターホンを設置しているものの、案内表示を行っていない施設があった(図 56[p. 45])。

案内表示を行わないインターホンは、その存在や用途が利用者に認識されず、ほとんど使用されないと考えられることから、案内表示を適切に行われた。

**b インターホンの設置**

調査の結果、車いす使用者等が建物の1階に設置されたインターホンで2階にいる施設職員を呼ぶ必要のある施設において、インターホンの前に大きな段差があり、車いす使用者がインターホンを使用することが困難な施設があった(図 57[p. 46])。

入口の段差の解消やインターホンの設置場所の変更、あるいは1階に入っている施設と協力体制を構築し、利用者が1階の施設を訪ねれば1階の施設の職員が2階の施設の職員に連絡するようにするといった対応を含め、改善に努められた。

**オ トイレ**

**(ア) オストメイト用洗浄器具**

利用者の利用に供するトイレを設ける場合、オストメイト用の洗浄器具を設けた多機能トイレを1以上設ける必要がある(政令 141②；条例規則別表第2の8(1)ス)。

調査の結果、車いす使用者等のための多機能トイレを設置している施設で、オストメイト用の洗浄器具が1台も設置されていない施設があった(図 59[p. 47])。トイレのスペーసుsの都合上、オストメイト用の洗浄器具の設置が困難である施設もあると考えられるが、簡易型の洗浄器具や前広便座等も活用し、可能な限りオストメイトが使いやすいトイレにするよう検討された。

**(イ) 手すり**

多機能トイレ以外に小便器を設ける場合は、1以上の小便器については手すり付きの床置き式の小便器又は壁掛け式の小便器(受け口の高さが35cm以下のもの。)を設置する必要がある(条例規則別表第2の8(2)カ)。

調査の結果、手すり付きの小便器が1台も設置されていない施設が3施設あった(図 62[p. 48])。

多機能トイレ以外のトイレに手すりを設置することで、車いす使用者や高齢者等が当該トイレを円滑に利用できることから、手すり付き小便器の設置を検討された。

**(ウ) 入口段差**

条例では、多機能トイレ以外に利用者に供するトイレを設ける場合は、出入口には車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通行できる構造とすることとしている(条例規則別表第2の8(2)イ)。

調査の結果、トイレの入口に車いす使用者の通行の妨げとなる段差がある施設が5施設あった(図 63[p. 49])。

トイレの入口の段差は、車いす使用者をはじめ、高齢者にも通行の妨げとなり得ることから、誰もが使いやすいトイレとなるよう段差の解消に努められた。

**(エ) 多機能トイレの障害物**

調査の結果、多機能トイレの手すり等に物が置かれ、速やかに使用することが困難となっていた施設が5施設あった(図 64[p. 49]、図 65[p. 50])。

多機能トイレの使用頻度が低い場合でも、本来の用途を妨げるような形で物を置くことなど、多機能トイレを必要とする人がいっつも円滑に使える状態に整備すべきであることから、障害物を撤去し、その状態を維持されたい。

**(オ) 表示**

多機能トイレの出入口には、当該トイレが多機能トイレであることを表示する必要がある(政令 19；条例規則別表第2の8(1)サ、17(3))。

調査の結果、多機能トイレを設置しているものの、当該トイレが多機能トイレであることを表示していない施設があった(図 66[p. 50])。

トイレの出入口に多機能トイレであることの表示がなければ、多機能トイレと認識されず速やかな使用を妨げられるおそれがあることから、当該トイレが多機能トイレであることを表示されたい。

**3 ソフト面のバリアフリーについて**

**(1) 施設ホームページにおける情報提供**

高齢者や障害者等が施設に行く際、事前にバリアフリー設備の有無や位置を確認できれば、円滑に施設を利用することができると期待されるため、施設のホームページでバリアフリー設備の情報を案内することが望ましい。

現地調査を行った75施設のホームページを確認したところ、多機能トイレの情報を案内していない施設が7施設、車いす使用者用駐車区画の情報を案内していない施設が8施設あった(表 11[p. 52])。

バリアフリー情報をホームページに掲載していない施設においては、バリアフリー情報を掲載されたい。

**(2) 窓口におけるバリアフリー対応**

障害者等の特性や対応の上での留意点などバリアフリー対応に関する知識を有していることが、障害者等に対する適切な対応につながる。例えば、聴覚障害者は、大きく、ろう者、中途失聴者、難聴者に分類されるが、ろう者は第一言語が手話であるため、日本語の理解が十分でない人もおり、筆談よりも手話によるコミュニケーションを希望する場合もあると考えられる。この

場合、対応する窓口職員が聴覚障害者の特性の違いを理解しており、本市の手話通訳者派遣制度を知れば、本人の希望を聞いて同制度を案内するなどの対応が可能となる。

本監査では、窓口職員に対するアンケートを行い、窓口職員のバリアフリーに関する基礎的な知識について調査した。その結果、窓口職員のうち、前述の聴覚障害の分類を説明できる職員は20%、本市手話通訳者派遣制度を説明できる職員は12%といずれも低い水準であり、オーストマイトについても説明できる職員は27%にとどまるなど、大半の窓口職員がバリアフリーの知識を十分に有していない現状が確認された(図 69[p. 53])。

また、本市では、バリアフリー対応に関する知識を向上させる取組として、障害者への対応方法、配慮する点等に関する研修等が行われている。しかしながら、窓口職員に対するアンケートでは、全体の88%(区役所職員:82%、市税事務所職員:98%)がそのような研修等を受講したことがないと回答しており(図 70[p. 54])、大部分の窓口職員が研修ではバリアフリー対応の知識を獲得できていない状況が確認された。

一方、健康福祉局では障害者差別解消法の施行に合わせて、本市職員向けに障害特性等を記載し、合理的配慮が必要な場合の対応方法などを解説したサポートブック\*を作成している。しかしながら、半数以上の窓口職員がサポートブックの存在を知らず、存在を知っていると回答した職員でも内容を把握するまで理解した者はごく一部にとどまることから(図 73[p. 55])、サポートブックの周知方法の改善だけでなく、わかりやすさや学習方法などについても改善する余地があると考える。

窓口職員をはじめ職員の誰もが障害者に対して適切に対応できるよう、サポートブックの要点をeラーニングにして全職員に学習させるなど、職員のバリアフリー対応の知識を向上させる取組を行われた。

また、特に窓口対応の多い区役所等の職員については、例えば障害者対応のための研修の対象人数を増やすなど研修の充実を検討されたい。

\* 「第3 5 (2) イ(イ) サポートブック」参照

また、各区役所の窓口部署において、障害者との意思疎通を補助するため、筆談ボードや振動型呼出器といった様々なコミュニケーションツールを導入している。

窓口職員へのアンケートにおいて、筆談ボード、音声拡聴器、振動型呼出器の使用状況を聞いたところ、それぞれのツールを導入している職場で、当該ツールを見たことがないと回答した職員の割合は、筆談ボードで22%、音声拡聴器で25%、振動型呼出器で51%であった(図 75[p. 56])。一方、使用したことがあると答えた職員の割合は、筆談ボードで29%、音声拡聴器で14%、振動型呼出器で5%であった。

これらのコミュニケーションツールについては、使用対象となる人の来庁頻度を考慮すると、必ずしも高い使用率が見込まれるものはいえないが、そもそもツールの存在を窓口職員が知らなければ、必要なときに使用することはできない。また、参考事例(図 76[p. 57])のように受付カウンター上でツールを案内するなど、来庁者に対しツールの存在を周知することで、使用する人が増えることも考えられる。

障害者とのコミュニケーションツールを導入している部署は、ツールの存在を職員や来庁者に対し十分に周知されたい。

また、振動型呼出器は、音声による呼出がわかりにくい聴覚障害者等に対し、呼出のタイミングを知らせるツールである。一方、振動型呼出器を使用しなくても、聴覚障害者等が待つ席まで職員が赴くなど、支障がなく対応する方法もあり、現場の体制や事務処理フローによってツールの有益性が変わると考えられる。

コミュニケーションツールを導入するに当たっては、購入前に現場のニーズや体制等を把握し、実際に使用するかどうか十分に検討されたい。



巻末

1 現地調査施設一覧

No.	施設名	所管部署(局区)	所管部署(課)	所在区
1	市役所第3庁舎	総務企画局	庁舎管理課	川崎区
2	かわさき市税事務所	財政局	税制課	川崎区
3	みぞのくち市税事務所	財政局	税制課	高津区
4	しんゆり市税事務所	財政局	税制課	麻生区
5	川崎駅北口行政サービス施設	市民文化局	区政推進課	川崎区
6	小杉行政サービスコーナー	市民文化局	区政推進課	中原区
7	溝口行政サービスコーナー	市民文化局	区政推進課	高津区
8	鷺沼行政サービスコーナー	市民文化局	区政推進課	宮前区
9	登戸行政サービスコーナー	市民文化局	区政推進課	多摩区
10	菅行政サービスコーナー	市民文化局	区政推進課	多摩区
11	市民プラザ	市民文化局	企画課	高津区
12	市民ミュージアム	市民文化局	市民文化振興室	中原区
13	労働金庫(ケンペン)かわさき	経済労働局	労働雇用部	川崎区
14	かわさきエコ暮らし未来館	環境局	地球環境推進室	川崎区
15	環境兼利用市民施設(ヨネツティ-堤根)	環境局	減量推進課	川崎区
16	玉手寺余熱利用市民施設(ヨネツティ-玉手寺)	環境局	減量推進課	麻生区
17	かわさき南部斎苑	健康福祉局	生活衛生課	川崎区
18	御幸老人こいの家	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	幸区
19	高津老人こいの家	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	高津区
20	平老老人こいの家	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	宮前区
21	千代ヶ丘老人こいの家	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	麻生区
22	百合ヶ丘老人こいの家	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	麻生区
23	かわさき老人福祉-地域交流センター	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	川崎区
24	さいわい健康福祉プラザ	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	幸区
25	かわさき健康づくりセンター	健康福祉局	健康増進課	川崎区
26	北部ハビリテーションセンター	健康福祉局	障害計画課	麻生区
27	南部身体障害者福祉会館-ふじみ園	健康福祉局	障害計画課	川崎区
28	視覚障害者情報文化センター	健康福祉局	障害福祉課	川崎区
29	総合福祉センター(エポックなかはら)	健康福祉局	地域包括ケア推進室	中原区
30	幸こども文化センター	こども未来局	青少年支援室	幸区
31	西加瀬こども文化センター	こども未来局	青少年支援室	中原区
32	新城こども文化センター	こども未来局	青少年支援室	中原区
33	宮前平こども文化センター	こども未来局	青少年支援室	宮前区
34	宮前こども文化センター	こども未来局	青少年支援室	宮前区
35	青生こども文化センター	こども未来局	青少年支援室	宮前区
36	曹こども文化センター	こども未来局	青少年支援室	多摩区
37	港湾振興会館(川崎マリン)	港湾局	港湾管理課	川崎区
38	スポーツ文化総合センター(カルッツかわさき)	川崎区役所	地域振興課	川崎区
39	川崎区役所	川崎区役所	総務課	川崎区

No.	施設名	所管部署(局区)	所管部署(課)	所在区
40	教育文化会館大師分館	川崎区役所	生涯学習支援課	川崎区
41	川崎区役所大師支所	川崎区役所	生涯学習支援課	川崎区
42	川崎区役所田島支所	川崎区役所	田島支所区民センター	川崎区
43	東海道かわさき宿交流館	川崎区役所	地域振興課	川崎区
44	幸区役所	幸区役所	総務課	幸区
45	幸スポーツセンター	幸区役所	地域振興課	幸区
46	石川記念武道館	幸区役所	地域振興課	幸区
47	日吉合同庁舎	幸区役所	日吉出張所	幸区
48	幸区道路公園センター	幸区役所	道路公園センター管理課	幸区
49	中原市民館	中原区役所	生涯学習支援課	中原区
50	中原区役所	中原区役所	総務課	中原区
51	とどろきアリーナ	中原区役所	地域振興課	中原区
52	高津区役所	高津区役所	総務課	高津区
53	高津区役所橋出張所	高津区役所	橋出張所	高津区
54	高津市民館	高津区役所	生涯学習支援課	高津区
55	大山街道ふるさと館	高津区役所	総務課	高津区
56	宮前市民館	宮前区役所	総務課	宮前区
57	宮前区役所	宮前区役所	生涯学習支援課	宮前区
58	有馬・野川生涯学習支援施設(アリーナ)	宮前区役所	生涯学習支援課	宮前区
59	宮前区役所向丘出張所	宮前区役所	向丘出張所	宮前区
60	多摩区役所	多摩区役所	総務課	多摩区
61	多摩スポーツセンター	多摩区役所	地域振興課	多摩区
62	麻生区役所	麻生区役所	総務課	麻生区
63	麻生市民館	麻生区役所	生涯学習支援課	麻生区
64	麻生スポーツセンター	麻生区役所	地域振興課	麻生区
65	入江崎余熱利用プール	上下水道局	サービス推進課	川崎区
66	南部サービスセンター(水道)	上下水道局	南部サービスセンター	中原区
67	中部サービスセンター(水道)	上下水道局	中部サービスセンター	高津区
68	北部サービスセンター(水道)	上下水道局	北部サービスセンター	麻生区
69	川崎病院	病院局	市立川崎病院事務局庶務課	川崎区
70	井田病院	病院局	市立井田病院事務局庶務課	中原区
71	多摩病院	病院局	経営企画室	多摩区
72	中原図書館	教育委員会	中原図書館	中原区
73	宮前図書館	教育委員会	宮前図書館	宮前区
74	麻生図書館	教育委員会	麻生図書館	麻生区
75	中央支援学校	教育委員会	教育環境整備推進室	高津区

2 窓口職員アンケートの質問一覧

このアンケート調査は、窓口のバリアフリー対応について、全体的な傾向を把握するための調査です。回答結果については統計的処理により匿名化して扱います。(設問数:最大12問、回答時間の目安:1分~3分)

●Q1 次の項目(Q1-1からQ1-4)について、どの程度知っていますか。もっとも該当するものを選択してください

●Q1-1 聴覚障害者における3つの分類(ろう者、中途失聴者、難聴者)

- 知らない
- 知っている(聞いたことがある)が違いを説明できない
- 違いを説明できる

●Q1-2 点字ブロック(視覚障害者誘導用ブロック)の2つの種類(線状及び点状、下図参照)



- 知らない
- 知っている(聞いたことがある)が違いを説明できない
- 違いを説明できる

●Q1-3 オストメイト

- 知らない
- 知っている(聞いたことがある)が説明できない
- 説明できる

●Q1-4 本市手話通訳者派遣制度

- 知らない
- 知っている(聞いたことがある)が説明できない
- 説明できる

●Q2 障書のある来庁者とのコミュニケーションについて、次の問にお答えください。  
※「見た」、「使用した」等は現在の職場を基準に最も当てはまるものを選択してください。

- Q2-1 筆談ボード(楯形式)を使用していますか
  - 見たことがない(何かよくわからない)
  - 見たことはあるが使用したことはない
  - 使用したことがある

●Q2-2 音声拡声器(「クリアボイス」など)を使用していますか

- 見たことがない(何かよくわからない)
- 見たことはあるが使用したことはない
- 使用したことがある

●Q2-3 振動型叫出器(「全国通用」など)を使用していますか

- 見たことがない(何かよくわからない)
- 見たことはあるが使用したことはない
- 使用したことがある

●Q3-1 健康福祉局が作成している「障書のある方へのサポートブック(市職員向け)」について、最も当てはまるものを選択してください。

- 全く知らない
- 聞いたことはある(存在は知っている)
- 読んだことがあるが内容を把握しているというほどではない
- 読んだことがあり、内容を把握している

●Q3-2「障書のある方へのサポートブック(市職員向け)」に対する意見、感想等(複数選択可)  
※読んでいない場合もお答えください。

- 今のところ読む必要性を感じない
- 時間があれば読んでみたい
- 業務と直接関係がないと思う
- 突発的な内容ではない
- 量が多い
- 障書に対する理解が深まった
- 対応方法のヒントになった
- その他

ここにその他の内容を入力

●Q4-1 現在の職場に配属されてから、障書の方への対応方法、配慮点等に関する研修、講習等を受講したことがありますか。

- ある
- ない

●Q4-2 Q4-1が「ある」場合、研修内容に含まれる障書の種類を選択してください。(複数選択可)

- 肢体不自由
- 視覚障害
- 聴覚障害
- 知的障害
- 精神障害
- 発達障害
- 内部障害
- その他

ここにその他の内容を入力

●04-3 04-1がある」場合、研修内容を選択してください。(複数選択可)

- 障害の特性の説明
- 対応方法の説明
- 接遇等の実施
- その他

ここにその他の内容を入力



**農 業 委 員 会 告 示**

**川農委告示第2号**

第20回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
平成31年1月29日

川崎市農業委員会  
会長 長瀬和徳

1 日 時

平成31年2月12日(火) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階  
第3会議室  
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (5) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (6) 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (7) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (8) 報告第5号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (9) 報告第6号 特定農地貸付けにおける軽微な変更について
- (10) その他

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第6号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第6期	平成31年2月1日 (第6期分)	計5件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第7号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 28年度	国民健康 保険料	第10期	平成31年2月1日 (第10期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成31年2月1日 (第1期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成31年2月1日 (第2期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成31年2月1日 (第3期)	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成31年2月1日 (第4期)	計9件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成31年2月1日 (第5期)	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成31年2月1日 (第6期)	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年2月1日 (第7期)	計40件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第8号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 1月21日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成31年2月1日 (第2期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成31年2月1日 (第4期)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成31年2月1日 (第5期)	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成31年2月1日 (第6期)	計12件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年2月1日 (第7期)	計29件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第9号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 1月21日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	過随 11月	平成31年2月1日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成31年2月1日	計8件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年2月1日	計87件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第10号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 1月21日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	11月 過随分	平成31年2月1日 (11月過随分)	計1件
平成 30年度	介護保険料	第8期	平成31年2月1日 (第8期分)	計1件
平成 30年度	介護保険料	第9期	平成31年2月1日 (第9期分)	計32件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第11号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 1月31日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第12号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 1月31日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**幸 区 公 告**

**川崎市幸区公告第2号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期	平成31年2月1日 (第10期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成31年2月1日 (第1期分)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成31年2月1日 (第2期分)	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成31年2月1日 (第3期分)	計6件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成31年2月1日 (第4期分)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成31年2月1日 (第5期分)	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成31年2月1日 (第6期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年2月1日 (第7期分)	計1件

(別紙省略)

**中 原 区 公 告**

**川崎市中原区公告第3号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成31年2月1日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成31年2月1日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成31年2月1日	計6件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成31年2月1日	計66件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第4号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第8期	平成31年2月1日	計3件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第5号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	平成31年2月1日	計3件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第5期	平成31年2月1日	計6件

(別紙省略)

## 高 津 区 公 告

### 川崎市高津区公告第3号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手しうる日	件数 ・ 備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第4期分	平成31年2月1日 (第4期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第5期分	平成31年2月1日 (第5期分)	計1件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第4号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期分	平成31年2月1日 (第1期分)	計2件

平成 30年度	国民健康 保険料	第2期分	平成31年2月1日 (第2期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期分	平成31年2月1日 (第3期分)	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期分	平成31年2月1日 (第4期分)	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期分	平成31年2月1日 (第5期分)	計7件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期分	平成31年2月1日 (第6期分)	計7件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期分	平成31年2月1日 (第7期分)	計68件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第5号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第7期分	平成31年2月1日 (第7期分)	計3件
平成 30年度	介護 保険料	第8期分	平成31年2月1日 (第8期分)	計4件
平成 30年度	介護 保険料	第9期分	平成31年2月1日 (第9期分)	計22件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第6号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年1月24日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に



についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第7号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年1月24日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第2号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過随9月	平成31年2月1日	計1件
平成29年度	国民健康保険料	過随10月	平成31年2月1日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成31年2月1日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年2月1日	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年2月1日	計2件

平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年2月1日	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年2月1日	計18件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第3号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年1月23日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第4号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年1月17日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第5号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成31年1月17日

川崎市多摩区長 石本孝弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市多摩区公告第6号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市多摩区長 石本孝弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第8期	平成31年2月1日	9件

（別紙省略）

**川崎市多摩区公告第7号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市多摩区長 石本孝弘

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成31年2月1日（第1期分）	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成31年2月1日（第2期分）	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成31年2月1日（第3期分）	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年2月1日（第4期分）	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年2月1日（第5期分）	計8件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年2月1日（第6期分）	計10件
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年2月1日（第7期分）	計64件

（別紙省略）

**麻生区公告****川崎市麻生区公告第2号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年1月21日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年2月1日（第4期分）	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年2月1日（第5期分）	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年2月1日（第6期分）	計10件
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年2月1日（第7期分）	計48件

（別紙省略）

**川崎市麻生区公告第3号**

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地

方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により  
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

平成31年 1月21日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第4号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す  
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が  
不明のため送達することができないので、介護保険法  
（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地  
方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によ  
り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

平成31年 1月21日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第8期	平成31年2月1日 (第8期分)	計9件

(別紙省略)

**正 誤**

川崎市公報第1,763号（平成31年1月25日発行）234ペ  
ージ川崎市公告（調達）第57号中

「  
(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、  
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎  
市のホームページの「入札情報かわさき」([http://  
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))におい  
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード  
できます。

は  
「

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、  
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎  
市のホームページの「入札情報かわさき」([http://  
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))におい  
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード  
できます。

(4) 当該落札決定の効果は、平成31年度第1回川崎市  
議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要  
します。

の誤り。

川崎市公報第1,763号（平成31年1月25日発行）258ペ  
ージ川崎市公告（調達）第72号中「登録される予定であ  
る者」は「登録されている者」の、「登録される予定で  
あること」は「登録されていること」の、「平成29・30  
年度川崎市業務委託有資格業者名簿」は「平成31・32年  
度川崎市業務委託有資格業者名簿」の誤り。